

平成28年度 埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会議事録

日 時 平成29年2月7日(火) 13:30～

場 所 埼玉会館 東西会議室

出席者 ○出席委員(11名)

亀井 美登里 委員
新藤 健 委員
小杉 国武 委員
関塚 永一 委員
松本 富夫 委員
高井 克也 委員
牧野 健二 委員
植田 富美子 委員
落合 一弘 委員
桑島 修 委員
柴田 潤一郎 委員

○志木市

保険年金課 課長 榎本 章一

○事務局

保健医療部副部長 北島 通次
薬務課長 謝村 錦芳
薬務課 副課長 小川 政彦
薬務課 主幹 青木 一人
薬務課 主査 芦村 洋子
薬務課 技師 青沼 えり

○関係課所

国保医療課 主幹 赤沼 知真
衛生研究所 専門研究員 濱田 佳子
福祉部社会福祉課 主幹 江森 正幸
主任 池田 佳代
朝霞保健所 担当部長 新藤 正之
主任 中山 しのぶ

議 事 (1) 報告事項

- ア 平成28年度事業結果について
- イ ジェネリック医薬品使用促進セミナーについて
- ウ 志木市との連携事業について
- エ 南西部保健医療圏ジェネリック医薬品安心使用促進協議会の設置について
- オ 関係各課の取組状況について

(2) 協議事項

平成29年度事業計画(案)について

発 言 者	内 容
<p>司 会 (小川副課長)</p> <p>北島副部長</p>	<p>本日は、お忙しいところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>ただ今から、平成 28 年度埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会を始めさせていただきます。</p> <p>私は、本日の司会を務めさせていただきます薬務課の小川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、協議会の開催にあたりまして、県を代表しまして、北島保健医療部副部長から御挨拶を申し上げます。</p> <p>今日は本当にお寒い中お集まりをいただきましてありがとうございます。ただ今、御紹介いただきました埼玉県の保健医療部の副部長をしております北島と申します。</p> <p>平成 28 年度の「埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会」の開催にあたりまして、事務局を代表いたしまして一言御挨拶を申し上げさせていただきますと思います。</p> <p>委員の皆様には、年度末に向けまして、公私ともに大変お忙しいなか、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げたいと存じます。</p> <p>また、皆様には、日頃、本県の保健医療行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜っておりますことにこの場をお借りしてあわせてお礼を申し上げたいと存じます。</p> <p>埼玉県では、平成 20 年度にこの促進協議会を発足させていただきました。委員の皆様方の御提案や御意見等を頂戴しながら、ジェネリック医薬品の使用促進、そして普及拡大に努めてまいったところでございます。</p> <p>さて、報道等で御案内のとおり、昨年 9 月に平成 27 年度の医療費が、概算で約 41 兆 5 千億円になったという厚生労働省からの公表がございました。高齢化の進展、そして医療の高度化等によりまして医療費は毎年 1 兆円という規模で上昇し続けておりまして、国民皆保険制度の存続を脅かすものではないかということで色々な議論が続けられているところでございます。医療費の適正化は、まさに焦眉の急と申しても過言ではないと、このように理解をしておるところでございます。</p> <p>そうした中でございますが、ジェネリック医薬品の数量ベースの目標値につきましては、平成 27 年度の国の「骨太の方針」におきまして、本年の半ばまでに 70%以上にするという目標が</p>

北島副部長

示され、あわせて平成 30 年度から 32 年度末までの間のなるべく早い時期にこれを 80%以上にするという高い目標が示されたところでございます。

一方、本県における「ジェネリック医薬品」の普及状況でございりますが、昨年 8 月現在で、67.5%ということで、全国平均の 66.2%は若干上回る水準ということになっておるところでございりますが、それでも、目標の達成は、予断を許さない状況であることには変わりございません。

本日は、こうした目標の実現に向けまして、本協議会における来年度の事業について事務局の方から御提案をさせていただきたいと考えております。

委員の皆様方には、様々なお立場から、忌憚のない御意見をお聞かせいただければありがたいと存じております。御協力をお願いいたします。

さて、ちょっと話題は変わりますが、先週 2 月 2 日には、協会けんぽさんと共催でセミナーを開催させていただきました。県民の皆様、そして医療機関や薬局の皆様を対象にしまして、改めてジェネリック医薬品が先発品同様に問題がないことですか、医療費も安いということ等をわかりやすく御説明をさせていただいたところでございます。

県といたしましても、少しでもジェネリック医薬品の普及が図られ、患者さんの負担の軽減ですとか医療費の適正化の推進につながりますように、関係者と連携いたしまして、ジェネリック医薬品の一層の使用促進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

委員の皆様方には、引き続きの御理解、御協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたりましての御挨拶に代えさせて頂きたいと存じます。

今日は何分よろしくお願いをいたします。

司 会

ありがとうございました。

それでは議事に入る前に、資料の確認をさせていただきます。まず、次第、次に資料一覧、次に資料 1 から 9 までの 9 種類の資料、それと参考資料が 2 種類、それと次に本日の出席者名簿と座席表、それと本協議会の設置要綱と委員名簿、さらに、今年度薬務課で作成をいたしました普及啓発品のマスク、それとジェネリック医薬品の希望シール、この 2 種類は、啓発品として袋に入っております。以上でございます。

司 会	<p>不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>次に、本日の協議会に御出席の委員の皆様を、御紹介させていただきます。</p> <p>恐れ入りますが、お手元の配布資料「埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会委員名簿」それと「埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会出席者名簿」この2つをご覧ください。</p> <p>まず、委員名簿の学識経験者の方から御紹介します。</p> <p>城西大学大学院院長兼薬学研究科教授の杉林委員でございますが、本日所用により御欠席の御連絡をいただいております。</p> <p>埼玉医科大学医学部社会医学教授の亀井委員でございますが、少し遅れるとの御連絡をいただいております。</p> <p>次に、関係団体を代表する方でございます。</p> <p>一般社団法人埼玉県医師会常任理事の新藤委員でございます。</p>
新藤委員	<p>新藤です。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
司 会	<p>一般社団法人埼玉県歯科医師会副会長の小杉委員でございます。</p>
小杉委員	<p>小杉でございます。よろしくお願いいたします。</p>
司 会	<p>一般社団法人埼玉県薬剤師会副会長の金子委員でございますが、本日所用により御欠席の御連絡をいただいております。</p> <p>埼玉県公的病院協議会理事の関塚委員でございます。</p>
関塚委員	<p>関塚です。よろしくお願いいたします。</p>
司 会	<p>一般社団法人埼玉県病院薬剤師会副会長の松本委員でございます。</p>
松本委員	<p>松本です。よろしくお願いいたします。</p>
司 会	<p>埼玉県製薬協会会長の高井委員でございます。</p>
高井委員	<p>高井でございます。よろしくお願いいたします。</p>

司 会	一般社団法人埼玉県医薬品卸売業協会常務理事の牧野委員でございます。
牧野委員	はい。牧野です。よろしくお願いします。
司 会	埼玉県地域婦人会連合会副会長の植田委員でございます。
植田委員	植田でございます。よろしくお願いいたします。
司 会	公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会 常務理事兼事務局長の落合委員でございます。
落合委員	落合でございます。よろしくお願いします。
司 会	さいたま市保健福祉局福祉部参事兼国民健康保険課長の木村委員でございますが、本日所用により御欠席の御連絡をいただいております。
	健康保険組合連合会埼玉連合会 常任理事・事務局長の桑島委員でございます。
桑島委員	はい。桑島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
司 会	全国健康保険協会埼玉支部 支部長の柴田委員でございます。
柴田委員	柴田でございます。よろしくお願いいたします。
司 会	また、本日は市町村における取組み等について御紹介いただくため、志木市健康福祉部保険年金課の榎本課長様に御出席いただいております。
榎本課長	榎本でございます。よろしくお願いいたします。
司 会	更に、朝霞保健所の所管区域に今年度新たに設置した地区協議会の取組みについて御説明いただくため、朝霞保健所 生活衛生・薬事担当の新藤担当部長、中山主任にも御出席いただいております。

新藤担当部長 中山主任	よろしくお願ひいたします。
司 会	次に、事務局職員でございますが、お手元の座席表をもちまして紹介に代えさせていただきます。
	<p>それでは、最初に当協議会の会長の選出でございます。</p> <p>本日は、昨年 12 月に委員を改選した後、初めての協議会となります。協議会設置要綱の第 5 条第 1 項の規定によりますと、「会長及び副会長は、委員の互選により選出する。」とありますが、委員の皆様、いかがいたしましょうか。</p>
	御意見等がございませんので、事務局案を提案させていただいてよろしいでしょうか。
事務局 (謝村課長)	事務局といたしましては、改選前に引き続き、会長に埼玉県医師会の新藤委員を、副会長には、城西大学大学院の杉林委員にお願いしたいと考えております。
司 会	ただ今、事務局案が示されましたが、皆様、いかがでしょうか。
(各委員)	(異議なし)
司 会	ありがとうございます。御賛同いただきましたので、会長に新藤委員に、副会長には、杉林委員にお願いしたいと思います。
	新藤会長、恐れ入りますが前の方の席へ移動して御挨拶をいただけますでしょうか。
会 長 (新藤委員)	<p>ただ今、会長に選任されました埼玉県医師会の新藤と申します。本日は、平成 28 年度埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会の開催に当たり、重責ではありますが、会長として、皆様方の御協力、御理解のもと、議事運営に努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>本協議会は、国の後発医薬品の安心使用促進アクションプログラムに基づきまして、埼玉県では、平成 20 年度よりこの協議会を設立いたしました。以降、8 回に渡り、県民及び医療関係</p>

<p>会 長</p>	<p>者が安心してジェネリック医薬品を使用することができる環境整備について協議をしてまいりました。</p> <p>本日は、埼玉県における今年度の取組状況などについて御報告を受けた後、来年度の事業計画（案）について御協議いただくこととしております。つきましては、皆様方の御協力を得ながら、本日の協議会を進めて参りたいと思っておりますので、どうぞ、よろしく申し上げます。</p>
<p>司 会</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事に入ります前に会議等の公開につきまして、皆様に御説明させていただきます。「埼玉県情報公開条例」及び「付属機関等への県民参加の促進に関する指針」に従いまして、会議や議事録等は、原則として公開するということになっております。会議の開催につきまして県民に周知したところ、傍聴希望者はおりませんでした。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>当協議会の設置要綱第6条の規定により、「会長は、会議を招集し、会議の議長となる。」となっておりますので、新藤会長には、議長として、議事の進行をお願いいたします。</p> <p>新藤会長よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長 (新藤会長)</p>	<p>それでは、議長を務めさせていただきますので、皆様方には、議事の円滑な進行につきまして、よろしく御協力のほどお願いいたします。</p> <p>それでは早速、議事の(1)報告事項のA「平成28年度事業結果について」事務局の方から御説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。事務局です。薬務課長の謝村でございます。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>資料1を用いて御説明をいたします。失礼して座って御説明させていただきます。</p> <p>資料の1は、左側に開催した年月日、右側に事業内容になっております。ここを詳細に説明していきたいと思っております。</p> <p>まず平成28年5月29日ですが、ジェネリック医薬品普及啓発資材の配布です。スポーツフェスティバルが熊谷スポーツ文化公園にぎわい広場において開催されました。保健医療部の中</p>

事務局

にあります健康長寿課と合同でブースを設置したものです。そこで、ウェットティッシュやリーフレット等のジェネリック医薬品の普及啓発品を配布そして声掛けによるPR活動を行いました。

9月29日、志木市地域医療連絡協議会（第1回）ですが、平成25年度にジェネリック医薬品の使用促進について、県内全市町村に対して意向調査をしましたところ、志木市から前向きな回答があったために、平成26年度から県と志木市で連携事業を開始いたしました。志木市役所で行われた志木市地域医療連絡協議会に薬務課の担当2名が出席し、県のジェネリック医薬品の普及啓発事業の状況説明をするとともに、協議会委員との情報交換、そして、啓発資材の提供を行いました。志木市におけるジェネリック医薬品の普及促進に係る取組みについては、この後、志木市の保険年金課長から御説明いただく予定です。

9月、ジェネリック医薬品使用促進ポスターの作製・配布です。埼玉県医師会・埼玉県歯科医師会・埼玉県薬剤師会・埼玉県保険者協議会そして埼玉県の連名でポスターを12,000部作成いたしましたして、県内全ての病院・診療所・歯科診療所・薬局に配布いたしましたして、待合等への掲示を依頼いたしました。待合室で待っている患者さんにジェネリック医薬品を理解してもらうとともに、医師・薬剤師等への相談のきっかけになるということを期待して作成したものです。

10月17日から23日、薬と健康の週間です。平成28年度「薬と健康の週間」におきまして、薬局・保健所等で国が作ったジェネリック医薬品普及啓発ポスターを掲示していただいて、啓発用のパンフレット、マスク、ウェットティッシュ、希望シール等の配布をいたしました。

併せて、所沢市や日高市等の市町村の健康まつり等におきまして、啓発用マスクやウェットティッシュ等を活用いただきました。

11月24日、医療関係者向けジェネリック医薬品研修会の開催ですが、これにつきましては資料の2の方をご覧ください。浦和コミュニティセンターで午後6時30分から、医師会・歯科医師会・薬剤師会そして保険者等を対象といたしましてジェネリック医薬品使用促進を図る研修会を実施いたしました。137名が参加いたしました。講師は明治薬科大学の緒方宏泰名誉教授にジェネリック医薬品の基礎知識といたしまして、ジェネリック医薬品が先発医薬品と同等であると評価している点につい

事務局

て御説明いただき、その後、埼玉医科大学病院薬剤部の岸野亨部長に埼玉医科大学病院におけるジェネリック医薬品の選定方法や導入時の問題点等についてお話しをいただきました。アンケート調査結果では、9割の受講者が、ジェネリック医薬品について理解が進んだと回答しており、一定の成果があったと考えております。

お手数ですがまた資料の1の方にお戻りください。

11月30日、南西部保健医療圏ジェネリック医薬品安心使用促進協議会の開催（第1回）です。南西部保健医療圏は、朝霞保健所が所管する医療圏でございますが、ここに地区協議会を設置いたしました。

設置した理由は、次の3点です。まず1点目ですが、国のロードマップで地区協議会の設置が求められていること。

2点目が、平成27年度に嵐山町、28年度に皆野町にある病院がDPC制度を導入したことから町の数量シェアが大きく上昇いたしました。これにつきましては、今日の参考資料の1をご覧くださいと、その下に、平成28年3月の埼玉県の市町村別後発医薬品割合の棒グラフが載っております。一番左側を見ていただきますと、この時点での埼玉県で一番ジェネリック医薬品の数量シェアが高い町として嵐山町が出ております。そして4番目のところに皆野町が出ています。町の人口が少ないので、ジェネリック医薬品の実際の使用数量は、たとえばさいたま市や熊谷市に及ばないですけど、シェアが高いということでこの数字が出ています。このように、病院がDPC制度を導入したことから、町の数量シェアが大きく上昇いたしましても、町の人口が少ない地区は県全体の数字にはあまり影響しませんでした。そのため、人口が多い県南部で地区の協議会を開催することによりまして、ここでの施策が埼玉県のジェネリック医薬品の数量シェアの上昇につながると考えられるということでございます。

そして3点目が、県南部の保健所の中で、草加保健所及び川口保健所と比較的すると朝霞保健所管内の市町村の数量シェアが相対的に低いということです。

この協議会の概要については、この後、事務局の朝霞保健所からご説明いただきます。

次に平成29年2月2日、2017ジェネリック医薬品使用促進セミナーの開催でございます。全国健康保険協会埼玉支部との共催によりまして、大宮ソニックシティで県民向けのセミナー

事務局	<p>を開催いたしました。185名が参加いたしました。このセミナーの開催の様子につきましては、本日、委員として出席いただいております柴田支部長の方から御説明を頂きたいと思っております。</p> <p>次に2月7日、これが本日の協議会の開催でございます。</p> <p>資料1の裏面の方になりますが、2月16日、ジェネリック医薬品研修会の実施。ジェネリックメーカーの高田製薬株式会社幸手工場でジェネリック医薬品製造の現状について御説明いただいた後、工場の視察を行います。埼玉県薬剤師会と共催で行うもので、薬剤師会会員の薬局等の薬剤師、30名の参加を予定しております。実際に製造現場の管理状況を見ていただき、ジェネリック医薬品についての理解を深めていただくことを目的としております。</p> <p>そして2月、啓発資材の作成・配布です。ジェネリック医薬品啓発用チラシ入りマスク5,000枚を作成しました。機会をとらえて配布し、ジェネリック医薬品の普及・啓発に活用いたします。本日参考として配布させていただいております。</p> <p>また、厚生労働省作成のポスター、リーフレット、希望シール等の配布につきましては、埼玉県薬剤師会、保健所等を通じて、掲示・配布をしております。</p> <p>それから、南西部保健医療圏ジェネリック医薬品安心使用促進協議会の開催（第2回）。朝霞保健所での地区協議会の第2回の開催が予定されておりますので、薬務課職員も出席して、意見交換等を行う予定になっております。</p> <p>そして3月、志木市地域医療連絡協議会（第2回）。薬務課職員が出席して、意見交換等を行う予定になっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>特に質問とかありませんか。よろしいですか。</p> <p>そうしましたら次に、報告事項のイ「ジェネリック医薬品使用促進セミナーの開催について」。先週の2月2日（木）に、協会けんぽ埼玉支部との共催で開催しました「2017ジェネリック医薬品使用促進セミナー」について、協会けんぽ埼玉支部の柴田委員から、御説明をお願いいたします。</p>
柴田委員	<p>はい。柴田でございます。それでは、御紹介をさせていただきます。先ほど来お話があった通り、2月2日に大宮のソニックの</p>

<p>柴田委員</p>	<p>小ホールで開催させていただきました。参加者は、関係者を含めると約 200 名になりました。ジェネリック医薬品使用促進セミナーですが、実は 2 年前にも同様のセミナーを実施しております、その際にも埼玉県と協会けんぽの共催で、会長の新藤先生にもパネラーとして御出席をいただきまして実施したところです。昨年度は別の広報活動をし、今年度またセミナーを開催したところであります。ジェネリック医薬品学会理事の小山先生に基調講演いただきました。小山先生は、たまたまですが、新藤先生の後輩ということでございました。そして、今回は取組紹介ということで、薬務課の謝村課長さんに前回に引き続きお願いをさせていただきました。それから薬剤師会の畑中常務理事に県民向けの取組をお話しいただきました。大きな絵を使ったわかり易い説明で非常に好評だったと聞いております。その後、協会けんぽの理事からの説明もありました。</p> <p>今回は、埼玉県と協会けんぽに加え、このジェネリックの本協議会も一緒に共催とさせていただきました。そして後援ですが、前回は医療関係がほとんどだったのですが、ご覧のとおり、埼玉県商工会議所連合会、商工会、中央会、同友会、経営者協会、その他経済団体がほとんど後援に入らせていただきまして、オール埼玉で取り組むということで、開催させていただきました。</p> <p>1 つだけ反省点がありました。実は一般の県民の方々にたくさん来ていただきたかったのですが、全体の 3 分の 1 でした。県民という意味では、参加者みんな県民ですが、一般の方に来ていただきたかったと思っています。今後このようなセミナーを行うときは、本来、情報が少ない県民の方に多く知ってもらうことが重要だと考えております。本協議会での活動、その他一般の県民の方々にどうやって広げるか、というようなところを意識しながらやっていくべきだなと反省点として考えてきました。簡単ですが報告は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>今のセミナーについて何か御質問、御意見ありますか。</p> <p>それでは続きまして、報告事項のウ「志木市との連携事業について」本日ご出席いただいております、志木市保険年金課様から、志木市の取組について、御説明をお願いいたします。</p>

志木市

志木市の榎本でございます。よろしくお願いたします。着席して説明させていただきます。それでは、ジェネリック医薬品の使用促進に係る志木市の取組について説明をさせていただきます。

資料4をご覧ください。

まず定番であります、ジェネリック医薬品希望カードの配布として、当市の場合、毎年9月の被保険者証の一斉更新の際、ジェネリック医薬品希望シールを同封して郵送しております。なお、窓口におきましても、資格取得時などに随時配布しているところがございます。以前はカードでございましたが、被保険者証やお薬手帳に直接貼り付けることができるシールに変更いたしました。これにより、薬局などへの提示忘れをなくし、より使用が促進されるのではないかと狙いもございます。

次に、差額通知の作成及び発送を実施しております。平成25年度から、埼玉県国保連合会様が、保険者間の共同事業として作成等を行うとのことでしたので、県内のほとんどの市町村と同様に、作成等の処理を委託しているものでございます。具体的には、レセプト情報を基に、高血圧など、生活習慣病に関する薬剤で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額で300円以上の削減効果が見込めるものを対象として、3月と9月の年2回発送しております。なお、薬剤情報など、ジェネリック医薬品に関する問い合わせについては、国保中央会が設置しているコールセンターに対応をお願いしております。

資料の下の部分をご覧ください。こちらの資料は、差額通知を発送した件数を分母といたしまして、毎月の切り替え人数とその割合を示しております、一定の効果があることから、今後も継続していきたいと考えております。

また資料の上の部分に戻りまして、3番目のイベント時における啓発物資の配布につきましては、健康増進事業の一環として志木市で開催しております第2回ノルディックウォーキング・ポールウォーキング全国大会におきまして、埼玉県薬務課様からご提供いただいた啓発物資を配布したものでございます。

4番目の保険医療機関等への働きかけにつきましては、平成28年9月29日に開催いたしました、志木市地域医療連絡協議会におきまして、埼玉県薬務課の職員の方に御出席いただき、ジェネリック医薬品の使用促進普及啓発事業の状況について協議会構成員の医師、薬剤師等に御報告いただいたところでござ

<p>志木市</p>	<p>います。なお、今年度の第2回協議会につきましては、平成29年3月23日に開催を予定しているところでございます。</p> <p>続きまして、2ページ目をご覧ください。このグラフは、朝霞地区4市における、ジェネリック医薬品の利用率を示したものでございます。志木市の利用率も微増してはおりますが、昨年同様、市町村平均を下回っておりまして、伸び悩んでいる状況となっております。なお、八潮市様は、平成28年12月時点のジェネリック医薬品利用率が県内トップであったことから、参考としてグラフに掲載させていただきました。</p> <p>国保保険者の立場といたしましては、医療費の伸びは、保険税の引き上げや、一般会計からの繰入金が増大につながることから、ジェネリック医薬品の使用促進が、医療費の自然増が避けられない現在の社会情勢におきまして、医療費の抑止に直接つながる数少ない有効な手段であると考えております。また、平成30年度からの市町村国保の都道府県化に向けた、県、市町村等で構成されている保健事業ワーキンググループにおきましても、ジェネリック医薬品の利用率向上について協議されております。</p> <p>このようなことから、今後も埼玉県様をはじめ、関係機関との連携を図りながら、ジェネリック医薬品の使用促進をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上、簡単ではございますが、志木市の取組についてご説明させていただきました。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。何か御意見、御質問ありますか。</p> <p>続きまして、報告事項のエ「南西部保健医療圏ジェネリック医薬品安心使用促進協議会の設置について」朝霞保健所から、御説明をお願いいたします。</p>
<p>朝霞保健所</p>	<p>朝霞保健所の新藤でございます。</p> <p>「南西部保健医療圏ジェネリック医薬品使用促進協議会」の設置の経緯、目的、それから第1回会議における議論の要旨について御説明いたします。</p> <p>まず、設置の経緯についてですが、当所では、従来、ジェネリック医薬品の使用促進を図るため、ポスター、パンフレット等により啓発を行ってまいりました。</p> <p>しかし、地区医師会や地区薬剤師会等の医療関係団体による協議会を設置して、ジェネリック医薬品について現状把握や意</p>

見交換、協議、検討を行うことはしていませんでした。

昨年6月、ジェネリック医薬品の使用促進を目的とする地区協議会の設置について、県薬務課から打診がありましたので、地区協議会の設置、運営の可能性について、7月から地域の医療関係団体、具体的には地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、そして地域医療支援病院の埼玉病院と調整を行うとともに、所内で検討を開始しました。

ここで、参考ですが、当所の管轄区域等について御説明いたします。

管轄区域は、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町の7市1町で、東京都の練馬区、板橋区、清瀬市、西東京市、東久留米市と隣接しています。

また、昨年12月末現在の管内の推計人口は約72万人で、県全体の約1割を占めています。

管内には200床以上の病院が11施設ありますが、精神科を主とする病院3施設を除くと、200床以上の病院は8施設です。なお、500床以上の大きな病院はありません。

次に、地区協議会の設置、運営についての検討結果ですが、お手元の資料5-3をご覧ください。

このグラフは、平成28年3月末現在における当所管内の7市町のジェネリック医薬品の数量シェアです。

当時の全国平均値が63.1%、県の平均値は赤い太い線で64.1%です。管内の7市1町の数量シェアは、一番低いふじみ野市が58.8%、一番高い三芳町が70.9%で、両者の間には12.1%の幅があります。

この幅を少しでも減らして、全体的に数量シェアを上げていくことを目標として地区協議会を設置しました。

平成25年4月に厚生労働省が策定した「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」によると、地区協議会の取組は、一つ目として市町村国保が実施している差額通知事業、二つ目として地域レベルでの中核病院の汎用後発医薬品リストの作成、三つ目として関係者での問題意識の共有、情報収集の場とすることが掲げられています。

しかし、当所では、これらの取組を目的として地区協議会を運営していくのは難しいだろうと考えていました。地域の医療関係団体からは、汎用後発医薬品リストの作成については経営

に関する事なので、協力は難しいとの御意見もありました。

最終的には、ジェネリック医薬品を巡る問題点や課題の抽出、7市1町の地域特性の調査、さらにそれらをもとに普及推進策を検討して県協議会に報告、提言を行うというスタンスで地区協議会を設置することとしました。

昨年6月から始まった地区協議会の設置準備ですが、10月に委員を選任し、11月30日に第1回協議会を開催しました。

なお、地区協議会の設置要綱、委員名簿については、それぞれ資料5-1、資料5-2のとおりです。

続きまして、第1回会議の内容について御説明いたします。

まず、和光市にあります独立行政法人国立病院機構埼玉病院が、ジェネリック医薬品について先進的な取組をしているということを知っていましたので、同病院の小児・周産期センターの上牧部長さんに、病院の取組を御報告いただきました。

以下、埼玉病院の取組の概要について御説明いたします。

埼玉病院はDPC対象病院で、ジェネリック医薬品の数量ベースが70%を超えると病院機能係数が高くなり、ジェネリック医薬品を採用することに大きなインセンティブが働き、メリットがあると考えています。

平成28年度における埼玉病院のジェネリック医薬品の採用状況は、数量ベースで87.8%、金額ベースで76.4%で、国立病院機構の病院全体の中でも高い方です。

平成27年度から年2回の薬事委員会で審議して、ジェネリック医薬品の切替や採用を行っています。

病院で使用している電子カルテのシステムでは、院外処方箋に関しては「後発品に変更可」という初期設定がなされています。

二つの採用方針があり、一つ目として購入金額が多い薬剤、二つ目として処方数の多い薬剤です。

選定基準については、月1回程度定期的にメーカーのMRが病院を訪問すること、常に安定供給がなされること、先発品との適応の相違がないこと、医療安全の観点から、製剤の色、形、味、販売名のチェックを行っていることでした。

その後の意見交換では、地区医師会、地区薬剤師会、地区歯科医師会の先生方から、ジェネリック医薬品の信頼性や、情報提供、流通、安定供給の観点から様々な意見がありました。

朝霞保健所	<p>それらにつきましては、たくさんございますので省略いたしますが、厚生労働省がシンクタンクに委託して調査した結果とほぼ同様でございます。</p> <p>例えば、薬の効き具合とか臨床的な感覚及び品質に関する情報不足でジェネリック医薬品に対して不安を持っている、MRによる情報提供が少ない、患者さんにもっとジェネリック医薬品について情報提供をする必要がある、ジェネリック医薬品自体の数が多すぎる、そのような意見がたくさんありました。</p> <p>今後も、順次、医療関係団体からの意見をいただき、アンケート調査結果を踏まえ、地区協議会として意見、普及推進策を取りまとめ、この協議会に御報告する予定です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次のオの報告に入ります前に、亀井先生がいらっしゃいましたので、御紹介の方をお願いします。</p>
司会	<p>亀井委員が御到着いたしましたのでご紹介をいたします。埼玉医科大学医学部社会医学教授の亀井委員でございます。</p>
亀井委員	<p>遅れて申し訳ございません。埼玉医科大学の社会医学の亀井でございます。新参者でございます。どうぞご指導のほどよろしくお願いいたします。</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>それでは、報告事項のオ「関係各課の取組状況について」まず、国保医療課からお願いします。</p>
国保医療課	<p>国保医療課、国保事業担当の赤沼と申します。着座にて失礼いたします。お手元の資料6、国民健康保険におけるジェネリック医薬品の利用促進について、をご覧ください。1番、国民健康保険の1件当たりの調剤費と伸び率を記載させていただいております。一番上、平成27年度の行をご覧ください。こちらが速報値でございますが、市町村国保1件当たりの調剤費が12,569円、対前年度伸び率が6.6%となっております。また、国保組合は、6組合ございますが、1件当たりの調剤費が、10,526円、伸び率が7.3%となっております。市町村国保と国保組合を合計いたしました69保険者分の1件当たりの調剤費が12,433</p>

<p>国保医療課</p>	<p>円、伸び率 6.6%で、過去 5 年で最も高い伸び率となっております。</p> <p>続きまして 2 番、国保における普及啓発の取組についてご覧ください。取組を 3 つ掲載させていただいております。1 つ目ですが、後発医薬品希望カード及び希望シールを被保険者に配布しております。27 年度の実績といたしまして、カードを配布した保険者が 42、内訳といたしまして、市町村が 39、組合が 3 となっております。また、希望シールを配布した保険者が 37、内訳といたしましては、市町村 34、組合 3 となっております。また、希望カード、希望シールともに配布した保険者は 11 保険者ございまして、内訳といたしましては、市町村が 10、組合が 1 となっております。</p> <p>続きまして (2)、ジェネリック医薬品利用差額通知の送付についてでございます。処方された薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の、自己負担額の軽減額を試算した通知を保険者が被保険者あてに送付しております。平成 27 年度は、63 市町村、5 組合、合計 107,389 通発送いたしました。先ほど志木市の榎本課長様からもお話がありましたが、国保連合会の方でも、共同事業として、差額通知の作成を行っております。</p> <p>最後に (3) 県の財政支援についてでございます。埼玉県の国民健康保険特別調整交付金を活用いたしまして、ジェネリック医薬品の利用促進に係る郵送代 82 円を市町村に対し交付しております。平成 27 年度につきましては、57 市町村に 728 万 6 千円を交付したところでございます。</p> <p>平成 30 年度から国民健康保険は県と市町村の共同運営となりますので、今後とも、国民健康保険におけるジェネリック医薬品の利用促進を図り、医療費適正化を推進してまいりたいと考えております。</p> <p>簡単ではございますが以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、衛生研究所の方からご報告をお願いいたします。</p>
<p>衛生研究所</p>	<p>埼玉県衛生研究所薬品担当の濱田と申します。着座にて失礼いたします。</p> <p>お手元の資料 7 をご覧ください。</p> <p>まず上のジェネリック医薬品の品質確保についてでございます。厚生労働省より各県薬務課を通じまして、ジェネリック医</p>

<p>衛生研究所</p>	<p>薬品の品質確保のため、現在以下の2点について取組を実施しております。まず1点目でございますが、後発医薬品品質情報提供等推進事業というものがございます。こちらは、国衛研、感染研、埼玉県衛生研究所を含めます地衛研10機関ほどから構成されておりました、ジェネリック医薬品の品質の信頼性のさらなる向上を図るため、より詳細なジェネリック医薬品の試験を行っております。埼玉県はジェネリック医薬品品質情報検討会というものに入っております、昨年度の検体数は8検体、今年度は10検体を担当しております。</p> <p>2点目の事業でございますが、後発医薬品品質確保対策事業でございます。こちらは、先ほどのジェネリック医薬品品質情報検討会は10機関ほどで構成されておりますけれども、こちらは全県の地衛研が参加しております、一斉監視指導ということで、より多くの検体数を検査しております。昨年度は5検体、今年度埼玉県実施分は30検体と、昨年度よりさらに多くの検体を実施しております。</p> <p>次の、下の段をご覧ください。学術的評価と監視指導を連動させた一元的な品質確保の推進といたしまして、私ども埼玉衛研を含め、ジェネリック医薬品品質情報検討会を司令塔といたしまして、ジェネリック医薬品の品質確認検査を行いまして、さらに情報収集を図る予定でございます。国衛研、感染研、地衛研の体制強化としまして、現状の検査体制は年間400品目程度でございますが、これを来年度以降、年間900品目以上ということで、倍化を図っております。</p> <p>埼玉衛研でも、新たな機器を整備いたしまして、検査を行っていく予定です。</p> <p>以上です。ありがとうございました。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、社会福祉課からお願いいたします。</p>
<p>社会福祉課 (池田主任)</p>	<p>はい。社会福祉課医療保護・ホームレス対策担当の池田と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。 お手元の資料は8番となります。 社会福祉課では今年度2つの事業をしております、一つ目の事業については資料を用意していなかったのですが、まず院内処方医療機関個別訪問事業と申しまして、これは昨年度に引き続き2年目となっております。こちらは院内処方を行う県内</p>

<p>社会福祉課</p>	<p>の生活保護の指定医療機関のうち、医薬品の取扱い件数が3,000件以上、かつジェネリック医薬品使用割合が50%以下の医療機関に対して、個別訪問を行って、ジェネリック医薬品の使用の御協力をお願いしております。今年度は31件予定しております、このうち既に25件について訪問済みでございます。</p> <p>それからもう1つの事業は、こちらの資料8にございます、埼玉県生活保護受給者後発医薬品使用促進事業となっております、事業内容は右半分に出ていますが、こちらは埼玉県薬剤師会様の御協力をいただきまして、服薬指導が必要な生活保護受給者に対して、薬剤師がケースワーカーとともに対象者の自宅を訪問したり又は対象者が薬局を訪れた際に、薬剤師さんが窓口でジェネリック医薬品への切り替えなどを進めていただいて、指導を行って、適正な服薬を促すというものです。こちら対象者については、医師がジェネリック医薬品への変更不可としていない場合に、自らの意志で先発医薬品を選択している生活保護受給者を対象としておりまして、当初200人の予定だったのですが、このうち、生活保護が廃止になった方ですとか、あるいはこの事業を受けることを拒否していらっしゃる方もおりまして、最終的に158人のうち、現在117人に対して実施したところでございます。生活保護受給者の方は医療費が無料ということなので、ジェネリック医薬品に切り替えても特に本人のメリットがないというところで、どう理解していただくかというところが課題になっております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいまの事務局及び各出席者の方々からのいろいろ御報告、説明いただきましたが、全体として何か御質問ありますか。</p>
<p>柴田委員</p>	<p>国保医療課のジェネリック医薬品の利用促進についてですが、先ほど志木市さんからも御報告がありました通り、市町村国保で実施しているジェネリックの差額通知は、国保連合会が委託を受けて実施しておりまして、質問先はコールセンターということであります。実際に市町村の国保担当課自体が関わるケースというのが非常に少なく、ジェネリック医薬品の使用促進に関する取組が、全ての市町村とは言いませんが、かなり希薄なケースが見受けられるような気がします。協会けんぽとか、連合会、健保連は、国保の運営協議会で市町村に出ていますが、そこでの対応等をいろいろお聞きすると、どうも当事者</p>

柴田委員	意識が非常に少ないケースが多いと感じております。国保医療課さんにはぜひ、市町村が、他に委託等をしていて結果だけ見ればやっているというのではなく、本当に当事者として、しっかりやっていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。意見で結構です。
議長	何か国保医療課から、今の御回答ありますか。
国保医療課	はい。貴重な御意見ありがとうございます。ジェネリックの差額通知等は、医療費適正化効果が非常にあるので、今後とも御意見を踏まえ、市町村国保に対し指導・助言等を通じまして、ジェネリック医薬品の積極的な使用促進を働き掛けてまいりたいと考えております。
議長	他に何かご意見ありますか。はい、どうぞ。
関塚委員	先ほど朝霞保健所の方がお話しいただいた埼玉病院ですが、病院でジェネリック医薬品に変更しようと努力することが、診療所さんと比べてどのくらいの影響度なのか、数量ベースとか、金額ベースでどうでしょうか。おおまかに3:7だとか。もし資料がないようでしたら、あとでも結構ですが。
朝霞保健所 (中山主任)	病院の影響度については、データが得られないので、はっきりと申し上げることができません。
関塚委員	我々が頑張ってもどれぐらいまで影響するのかなって。
朝霞保健所	やはり、DPCを導入している病院の場合ですと、保険の請求が1日あたりいくらという形になっておりますので、ジェネリック医薬品に変更して医薬品の価格が下がると、病院への納入価は下がるのですが、保険の医療費という観点では、あまり変わらないと思います。
関塚委員	どちらかというと院内処方の方ですか。
朝霞保健所	そうです。
関塚委員	外来処方のことではどうですか。

朝霞保健所	<p>外来診療についてですが、朝霞保健所管内の病院と診療所に1日どのくらいの患者さんがいらっしゃっているのかのデータを取って、市町別に分析したところ、ジェネリック医薬品の使用にある程度積極的な病院に多くの患者さんが受診している場合は、相対的に数量シェアが高くなっているという傾向があるように推察されます。</p>
関塚委員	<p>ということはこのグラフで示していただいた感じにも傾向は表れているということですかね。三芳町とふじみ野市でだいぶ差がありますよね。10何%くらい。</p>
朝霞保健所	<p>資料5-3を見ていただきますと、三芳町が70.9%になっておりますが、三芳町にある病院・診療所を受診している方の約40%がイムス三芳総合病院を受診されています。</p> <p>一方、ふじみ野市は58.8%となっておりますが、こちらの場合は、特定の病院への外来患者の集中がそこまで高くありません。</p> <p>そういった点でも、患者さんが集中するような大きな病院でのジェネリック医薬品使用への取組は、大きな影響を与えているのかなという傾向は出ているのですが、実態としてその傾向が正しいのか否か分からないので、これからアンケート等を取りながら、実際の患者さんの意識を調査していきたいと考えております。</p>
関塚委員	<p>はい、ありがとうございます。</p>
北島副部長	<p>御指摘ありがとうございます。ただ今の視点は本当に興味深いところでありまして、御案内のとおり各地域毎に、医療における実態というのはかなり大きくおそらく違っているだろうというふうに考えております。従いまして、地域ごとの戦略を立てる上ではそういった分析をしていくということはとても大切になるという気がしておりますので、来年度、県の方で地域医療計画を立てるといようなこともございますので、そういった検討の中で、可能な分析ができるのではないかと思いますので、検討させていただきたいと思っております。</p> <p>ありがとうございました。</p>
関塚委員	<p>ありがとうございます。あと1つよろしいですか。</p>

<p>関塚委員</p>	<p>我々の病院で、先ほど朝霞保健所さんの方から御紹介がありましたように、全部の処方箋にジェネリック医薬品へ変更可と出しているのですけれども、それでどのぐらいの割合変わるものなのですかね。というのは、やはり調剤薬局さんの先生方の御都合もあって変えられなかったり、患者さんの都合や希望で変えられなかったり、どの程度なのかという率直な質問です。</p>
<p>事務局 (小川副課長)</p>	<p>私がお答えします。アンケート調査等で今までに結果が出ているところでは、実際に変更可の処方箋が来た場合に、一番多いのは、患者さんが拒否する場合、私はジェネリック医薬品を希望してない、というケースが結構あります。それでも変更する場合は、大体7~8割ぐらいになっているという結果が出ております。</p>
<p>関塚委員</p>	<p>7割くらいは変更されていると。</p>
<p>事務局</p>	<p>そういうことですね、はい。</p>
<p>関塚委員</p>	<p>結構されているのですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p>
<p>柴田委員</p>	<p>今の関連で。いいですか。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。</p>
<p>柴田委員</p>	<p>今の御質問の関連で、アンケートなどで、かなり変えています、という結果が最近よく出てくるのですが、アンケートに答えている人は関心が高い人が多いもので、必ずしも実態が現れているかどうかかわからないところもあります。私どもも同じような結果を得てはいるのですが、他の物でもアンケートするときに関心ない人ってあまり出しませんので。</p> <p>実は、まだ計画ですが、データ分析の方から、協会けんぽのレセプトのデータの中で、医療機関から薬局、個人、これを紐づけて、どういう形でジェネリックに変えているかをとってみたいと思っております。それで先ほどの八潮市とかのデータの裏付けもできるだろうし、戦略も立てられるのかなと考えています。今、関塚委員が言われたところは、実態を知って、どこ</p>

柴田委員	がネックになっているかを、データ上で見てやってく必要があらうかと思っておりますので、どこまでできるかわからないですか、来年度やろうと考えております。またその時に御報告させていただきたいと思っております。
議 長	はい、どうぞ。
亀井委員	<p>素晴らしい御説明ありがとうございました。</p> <p>もしかするともうすでにお話されたことかもしれませんが、教えて下さい。各課連携してこのジェネリック対策に取り組んでいらっしゃるとのこと、本当に素晴らしいと思っております。ところで、先ほど社会福祉課さんからお話があった点ですけれども、資料がないということなので、確認させてください。院内処方個別訪問指導事業を行っているのでしょうか。もしそうであるならば、対象となる医療機関をどうやって選別されているのか、あるいはその医療機関を訪問されたことによって、どのぐらいジェネリックに変えていらっしゃるのか、そのあたりわかれば教えて下さい。併せまして、埼玉県生活保護受給者後発医薬品使用促進事業という資料を拝見しておりますけれども、この生活保護の受給者の方が、全体の対象のどれぐらい占めているのか、そのあたりも教えて頂けるとありがたく存じます。お願いいたします。</p>
社会福祉課 (江森主幹)	<p>社会福祉課の江森と申します。まず最初の御質問についてですが、院内処方のジェネリック医薬品使用促進ということで、平成 25 年から生活保護の受給者の方々を対象に取り組んでおります。医師会さん、薬剤師会さん、その他歯科医師会さんにもお願いをして行っているところでございます。さらに、27 年度から厚労省の通知の内容が少し変わりました。院外に続いて今度は院内処方についても行うということで、だいたい院内と院外のジェネリック医薬品の使用割合の差が約 10%ほどございまして院内処方の方が低く出ております。現段階としては院内についても各医療機関さんの方にもお願いをして御協力を願っているという状況にあります。</p> <p>対象をどのように選んだかということでございますが、27 年度から、27、28 年と今 2 年目の事業としてやっており、1 年目につきましては、医薬品のその医療機関における取扱総数が 5,000 件以上、かつジェネリック医薬品の使用割合が、すみま</p>

社会福祉課

せん 27 年度は今手持ちがないので、パーセンテージを忘れてしまったのですが、使用割合が確か、40%以下ぐらいだと思います。28 年度につきましては、対象を、同じ条件ですと少なかったものですから、医薬品取扱総数ベースで 3,000 件以上、かつジェネリック医薬品の使用割合が 50%以下、という医療機関様を抽出させていただきました。これは病院も診療所も含んでおり、その中で、約 31 医療機関を選んで、私ども社会福祉課の職員の方で個別に訪問させていただきまして、様々なデータをお渡ししたり、他の医療機関さんでの取扱い、取組、といったものをお話しさせていただきました。直接院長さんにお話しするケースや、薬剤部長さん、事務長さん、こういった方々に御協力をお願いしているところでございます。

もう 1 点、先ほど資料 8 でお渡ししている埼玉県生活保護受給者後発医薬品使用促進事業についてですが、生活保護の方が、どのぐらいの割合を医薬品全体で占めるかということですが、大変申し訳ないのですが、このへんが役所の縦割りでちょっと弱いところがございます。保険の方と私どもが行っている生活保護の方の扱いが別になっていてお答えできません。あくまでも私どもでやらせていただいているのは、生活保護受給者の方がなかなかジェネリック医薬品を使ってくれないという方が、データ上もあるためです。先ほどの議論の中でも、どのぐらいの方が変えられていないのか、お医者さんの方では可としているのに、薬局に行っても変えない人がどのぐらいかというお話も埼玉病院の先生からもありましたけれども、実際に生活保護の場合は資料 8 の左上の課題というところにお示ししておりますとおり、私どもで事業をやる前にデータを取ったところ、なぜ薬局の方でジェネリック医薬品を調剤しなかったのかその理由は、患者さんがどうしても先発医薬品がいいということで、先発品が続いているというのが、おおむね 65%おりました。

薬局の方の都合ということでは、小さい薬局さん、あるいは秩父、山間部ですと、なかなか流通上の問題もありまして、備蓄がないというところも 25%ほどありました。その他の理由が 10%ほどありました。ご質問に対しては以上となります。

議長

よろしいでしょうか。

時間も押していますので、次に、議事（2）協議事項の「平成 29 年度事業計画（案）について」事務局の方からご説明をお

議 長	願いたします。
事務局 (謝村課長)	<p>はい、資料の 9 を用いて御説明します。平成 29 年度の事業計画案です。</p> <p>まず 1 の研修会等。(1) 勉強会。平成 29 年度も継続して、郡市医師会や地区薬剤師会を対象としたジェネリック医薬品勉強会を開催するものです。</p> <p>(2) 工場視察。県内ジェネリック医薬品メーカーである高田製薬(株)などの御協力を得て、地区薬剤師会等を対象とした工場視察を実施するものです。</p> <p>2 普及啓発活動、(1) リーフレットの作成。ジェネリック医薬品の認知度や使用割合が低かった平成 21 年度にリーフレットを作成いたしました。ジェネリック医薬品の使用割合 70% 近くになった現状に即したリーフレットを作成し、県薬剤師会や県及び市町村が開催する健康祭等でのイベントにおいて配布するものです。</p> <p>(2) 普及啓発資材。ジェネリック医薬品の使用促進に係る普及啓発資材を作成し、各種イベントにおいて配布するものです。平成 27 年度は、ウェットティッシュ、不織布のマスク、希望シールなどを作成しました。平成 28 年度は不織布のマスクを作成いたしました。</p> <p>(3) 全国健康保険協会(協会けんぽ)埼玉支部と連携した啓発活動。平成 27 年度はジェネリック医薬品使用促進をテーマといたしました座談会を開催し、埼玉新聞に掲載をいたしました。今年度については、先程、実績を御報告したとおり県民向けセミナーを開催いたしました。来年度も引き続き、協会けんぽ埼玉支部と連携し、メディアや広報誌等による PR 活動のほか、協会けんぽ会員や県民に啓発資材、リーフレット等を配布するものがございます。</p> <p>3 のその他でございます。(1) 汎用ジェネリック医薬品リストの作成。ジェネリック医薬品は 1 つの医薬品に対しまして、数多くのジェネリック医薬品メーカーが供給していることから、医療機関や薬局は、どのメーカーのジェネリック医薬品を採用したらよいか判断に苦慮しているところでございます。そのため、ジェネリック医薬品の使用に積極的な医療機関におけるジェネリック医薬品の採用リストを作成し、ホームページにアップすることによって、ジェネリック医薬品の採用に苦慮している医療機関、薬局の一助となると考え、使用促進につなげ</p>

事務局	<p>ようとするものです。</p> <p>(2) 地区協議会の開催。南西部保健医療圏、朝霞保健所におきましては、昨年11月に地区協議会を設置し、地域の実情に応じた取組を実施しているところですが、来年度も引き続き継続するとともに、他の保健所にも拡大できるよう検討を進めてまいります。</p> <p>(3) 市町村協議会の継続。平成26年度から志木市と当該事業を連携しているところですが、県及び市が開催する協議会への相互の出席や県が作成した普及啓発資材を活用してもらい志木市が開催するイベントにおいて普及啓発活動等の取組を継続するものです。</p> <p>(4) 県民に対する普及啓発。毎年10月に開催する「薬と健康の週間」で、ジェネリック医薬品の普及啓発活動を重点的に実施するものです。具体的には、県薬剤師会のご協力を得て薬局にジェネリック医薬品使用促進に係るポスターを掲示するとともに、来局した患者様にリーフレット等を配布するということを計画しております。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。ただ今の事業計画でございますが、委員の先生方から何か御意見はありますか。</p> <p>特にありませんか。</p>
新藤委員	<p>少しジェネリック医薬品の使用促進に反するような、今日のNHKの7時のテレビ番組がありました。抗菌剤、抗生物質の先発メーカーが、製造をやめてきている、昭和61年ぐらいから見て、現在の新薬の申請が約10分の1になっている、売り上げのメリットが少なくなったから、というものです。</p> <p>ジェネリックを勧めた時に、あまりにもジェネリック医薬品を使え使えと言うと、先発メーカーが製造する意欲をなくす可能性があるということが指摘されておりました。今回の報道では、ジェネリックのことは何も言ってなかったのですが、利益が上がらないところから手を引くという、製薬メーカーというか民間の会社の基本方針といいますか、それがもろに出ているのかなあと思いました。</p> <p>いわゆる菌交代現象ですね、あるいは、適正な抗菌剤の使用ということをやってほしいのです、医療機関としては。今、感染症にかかっている方の菌を調べていると、結果が出るのにか</p>

<p>新藤委員</p>	<p>なり時間がかかるので、どうしても広域スペクトルの抗生剤を使う傾向にあるのですね。そうすると全部の菌を殺してしまい、中に耐性菌だけが残し、それが悪さをするというか、重症感染を引き起こしてしまうようなところがあるので、これちょっとどうしたものかなと、テレビを見ていて少々そんな感じを受けました。</p> <p>ちょっと雑談でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>来年度の事業計画、他に御意見ありますか。はい。</p>
<p>亀井委員</p>	<p>今、それぞれの事業について御説明があったのですが、これらの事業はここの中に全部含まれていると考えたらよろしいでしょうか。それとも別でしょうか。今御発表されたのも多分関連事業ではないかと思うのですけれども、事業計画の中に入っていないものもあるようです。どういう関係なのかわからない。教えて頂ければありがたいです。</p>
<p>事務局</p>	<p>ただ今御説明いたしました29年度の事業計画は、薬務課の方で持っている、ジェネリック医薬品の安心使用促進事業連絡協議会の中で、立てている事業でございます。関連している各課が確かにジェネリック医薬品の普及啓発につきましてそれぞれの取組を御報告いただきましたけれども、先ほど担当の方から申し上げましたけれども、ちょっと縦に割れているというか、この中に入ってやっている事業ではなくて、課単独で行っている事業を、この中で御報告いただいているところです。いらっしゃったときにちょうど御説明していたのは、朝霞保健所管内の部分で、これも当課の所掌の部分で、地区協議会の開催と、その上にあります市町村協議会の継続につきましては、この計画に入っていますが、生活保護の関係は入っておりません。</p>
<p>亀井委員</p>	<p>多分今、行政に求められていることは、PDCAサイクルが求められていると思うのですね。これプランですよ。やったことが、どれくらいちゃんとそれで成果が出来たかっていうことを確認するというのが今の流れではないかと思うのですね。ですから、今ここに他課でやってらっしゃる部分を盛り込めというつもりは全くないのですが、やはりこれだけのことをやったからどれぐらいの成果が出たかというのは、多分報告はされるんだろうと思いますが、そのところは確実に成果が出ていくよ</p>

亀井委員	うに是非やっていただきたいと思うのと、それがちゃんと出ているということ、またこれが終わった後で教えて頂ければというふうに思います。
事務局	そのように努力して出していきたいと思います。
議長	他にいかがでしょうか。
議長	そうしましたら、この事業計画について、本協議会として承認することよろしいですか。
(各委員)	(異議なし)
議長	そういうことにさせていただきます。
議長	以上で、協議事項は終わりますが、他に事務局の方から、何か説明はありますか。
事務局	特にございません。
議長	それでは、全ての議事が終了しましたので、議長の任を降ろさせていただきます。御協力ありがとうございました。
司会	新藤会長、委員の皆様、大変ありがとうございました。 本日は、委員の皆様には、貴重な御意見等をいただきまして、心よりお礼を申し上げます。以上をもちまして、当協議会を閉会いたします。本日は、誠にありがとうございました。